

# 八尾市「大阪・関西万博」催事等出展計画策定・運営支援業務 及び機運醸成企画・運営業務委託事業者募集要項

## 1. 業務名称

八尾市「大阪・関西万博」催事等出展計画策定・運営支援業務及び機運醸成企画・運営業務

## 2. 業務に関する事項

### (1) 業務目的

本市は、大阪・関西万博（以下「万博」という。）において、大阪府・大阪市が実施する自治体参加催事「(仮称)大阪ウィーク」等の会場出展に向けた準備を進めている。そのため、会場出展等に向けた出展計画を策定するとともに、当計画に基づいた機運醸成の取り組みのほか、万博会場における展示・イベント等の運営体制を構築することで、本市のさまざまな魅力ある地域資源を発信し、八尾への誘客や、多くの市民・企業等が万博に参画・参加・体験を通して、いのち輝く未来に向けた、まちの成長へとつなげていくことを本業務の目的とする。

### (2) 業務内容

『八尾市「大阪・関西万博」催事等出展計画策定・運営支援業務及び機運醸成企画・運営業務仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり。詳細については、受託予定者からの提案書をもとに、受託予定者と本市において協議の上、決定する。

なお、仕様書別紙1及び別紙2については、参加申請関係書類の提出期限までに、【様式8】守秘義務誓約書を下記9の提出先にメールで提出（別途押印した原本を郵送または持参）した者に3営業日以内にメールにて開示する。

### (3) 契約上限額

金 60,381千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※各年度の支払金額の上限は以下のとおりとする。

令和6年度 27,088千円

令和7年度 契約金額から令和6年度支払額を差し引いた額

### (4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

### (5) 履行場所

本市指定の場所

### (6) 費用分担

契約金額には受託者の業務遂行に必要な一切の費用を含み、市は契約金額以外の費用を負担しない。

## 3. 参加資格等

次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 展示会やステージイベントの企画・運営等の実績を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しないこと。

- (3) 応募の受付期限日において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (4) 公告の日から審査時までの間において八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- (7) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (8) 大阪府内に本店又は支店等を有していること。
- (9) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(8)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
- ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる 1 事業者を決め、代表者は出資比率が最大の事業者とし、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。
- イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ) 単独で参加申請する事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
- カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

#### 4. スケジュール

・ 公募開始	令和 6 年 4 月 17 日（水）
・ 質問受付期限	令和 6 年 4 月 22 日（月）17 時
・ 質問に対する回答	令和 6 年 4 月 26 日（金）予定
・ 参加申込書類提出期限	令和 6 年 4 月 30 日（火）17 時
・ 参加資格審査結果通知	令和 6 年 5 月 7 日（火）予定
・ 提案書等提出期限	令和 6 年 5 月 17 日（金）17 時
・ 書類審査結果通知兼プレゼンテーション審査実施通知	令和 6 年 5 月 24 日（金）予定
・ プレゼンテーション審査	令和 6 年 6 月 3 日（月）
・ 選定結果通知	令和 6 年 6 月 4 日（火）予定
・ 契約締結及び業務開始	令和 6 年 6 月中旬ごろ
・ 業務完了	令和 8 年 3 月 31 日（火）

※ 様式等については、本市ホームページからダウンロードすること。

※ 提出書類を持参する場合は、事前連絡の上、持参すること。

#### 5. 応募手続きに関する事項

## (1) 質問の受付

### ア) 受付期間

公募開始日から令和6年4月22日(月)17時まで【必着】

### イ) 質問方法

質問は【様式5】質問書に記載し、八尾市電子申請システム(八尾市「大阪・関西万博」催事等出展計画策定・運営支援業務及び機運醸成企画・運営業務 公募型プロポーザルの[質問フォーム](#))よりデータで提出すること。提出後は電話連絡を行うこと。

### ウ) 回答方法

・受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年4月26日(金)(予定)に本市ホームページにて行う。

・本市において意図を変えない範囲で内容を編集し、回答を行う場合がある。

※電話や口頭、メール、FAX、郵送等での質問は一切受け付けない。

※電話や口頭、メール、FAX、郵送等による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。

※質問が無い場合並びに見解を異にする場合は、本市の決定に基づくものとする。

## (2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

### ア) 提出書類

#### 【単独法人等】

No.	提出書類名	提出部数	備考
1	【様式1-1】公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書	1部	※データ提出に加え、押印した原本については別途、郵送または持参が必要
2	【様式2】事業者概要書	1部	
3	【様式3】業務実績調書	1部	
4	情報セキュリティ・ポリシーに関する資料	1部	様式は任意
5	【様式4】使用印鑑届	1部	
6	① 印鑑証明書 ② 登記簿謄本又は登記事項全部証明書 ③ 市町村民税及び固定資産税の納税証明書 ④ 消費税及び地方消費税の納税証明書	1部	・発行後3か月以内のもの ・写し可 ・③～④は、「滞納がないことがわかるもの」であること

※令和6年度八尾市競争入札参加資格者名簿(物品、委託・役務等)に登録されている場合は上記No.5及びNo.6①～④の提出書類を省略できる。

#### 【共同事業体】

No.	提出書類名	提出部数	備考
1	【様式1-2-1】公募型プロポーザル参加申込書	1部	※データ提出に加え、押印した原本については別途、郵送または持参が必要
2	【様式1-2-2】誓約書	1部	
3	【様式1-2-3】共同事業体届出書兼委任状	1部	
4	【様式2】事業者概要書	1部	

5	【様式3】業務実績調書	1部	
6	情報セキュリティ・ポリシーに関する資料	1部	様式は任意
7	【様式4】使用印鑑届	1部	※代表構成員のみ
8	① 印鑑証明書 ② 登記簿謄本又は登記事項全部証明書 ③ 市町村民税及び固定資産税の納税証明書 ④ 消費税及び地方消費税の納税証明書	1部	・発行後3か月以内のもの ・写し可 ・③～④は、「滞納がないことがわかるもの」であること
9	共同事業体協定書	1部	写し可

※上記No.2及びNo.4～6、No.8②～④は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※令和6年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されている場合は上記No.7及びNo.8①～④の提出書類を省略できる。

イ) 提出期限

令和6年4月30日（火）17時【厳守】

ウ) 提出方法

上記ア)の書類を八尾市電子申請システム（八尾市「大阪・関西万博」催事等出展計画策定・運営支援業務及び機運醸成企画・運営業務 公募型プロポーザルの[応募フォーム](#)）よりデータで提出すること。

なお、原本提出書類については、上記イ)の期日までに下記9の提出先へ郵送により到着確認ができる形式（簡易書留等）で提出すること。または、事前連絡の上、持参も可とする。

エ) 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和6年5月7日（火）（予定）に、【様式1-1】または【様式1-2-1】に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

オ) 辞退

【様式1-1】または【様式1-2-1】の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに【様式6】辞退届を郵送または持参により提出すること。

**(3) 提案書の提出**

ア) 提出書類

No.	提出書類名	備考
1	【様式7-1】提案書（表紙）＜単独法人用＞ または 【様式7-2】提案書（表紙）＜共同事業体用＞	
2	提案書	・様式は任意、サイズはA4判 ・用紙の向きは縦または横のいずれかで統一すること ・図等の使用も可 ・仕様書に定める事項について具体的に記載すること ・業務実施方針、企画内容、業務実績・運営体制は必ず記載のこと

		・企画内容は、レギュラーイベントについて、必ず記載のこと
3	【提案書別紙1】全体スケジュール表	・様式は任意、A4判片面1枚まで ・業務全体のスケジュールを記載すること
4	【提案書別紙2】経費内訳書及び積算根拠	・様式は任意 ・年度毎の内訳を記載すること

#### イ) 提出部数

正本：1部

副本：10部及びPDFデータ

※正本は、提出資料 No.1～No.4 を順番に並べ、ステープルで止めること。

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※副本は、提出資料 No.2～No.4 を順番に並べ、1部ずつステープルで止めること。

#### ウ) 提出期限

令和6年5月17日（金）17時まで（必着）

#### エ) 提出方法

上記ウ)の期日までに下記9の提出先へ郵送により到着確認ができる形式（簡易書留等）で提出すること。または、事前連絡の上、持参も可とする。

なお、PDFデータは八尾市電子申請システム（八尾市「大阪・関西万博」催事等出展計画策定・運営支援業務及び機運醸成企画・運営業務 公募型プロポーザルの[提出フォーム](#)）よりデータで提出すること。

## 6. 選定に関する事項

プレゼンテーション審査参加者から受託候補者を選定する。なお、提案書の提出者が5者以上ある場合は、提案書（別紙含む）による事前書類審査を実施し、その得点の高い上位4者をプレゼンテーション審査の対象とする。

### (1) プレゼンテーション審査

#### ア) 実施日

令和6年6月3日（月）

#### イ) 実施場所

八尾市役所本館 会議室 ※詳細は通知に記載

#### ウ) 内容・方法等

・5(3)ア)の提案書（別紙含む）を使用し、口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。

・1者あたり30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答約15分）とする。

※提案者数により、説明時間等を変更する場合もある。

- ・参加者は1者あたり3名以内とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。
- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。
- ・スクリーン及びプロジェクターについては本市にて用意するが、その他必要な機材（ポインター、パソコン等）については提案者にて準備すること。

## (2) 選定基準・方法

- ア) 別紙3評価基準に基づき、提案書及びプレゼンテーション内容について、本市が設置する選定委員会において審査及び採点を行い、総合得点（全選定委員のすべての審査項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- イ) 総合得点が同点の者が2者以上ある場合は、「提案点」が最も高い者を優先交渉権者とし、「提案点」も同じ場合は、選定委員会の議決により順位を決定する。
- ウ) 総合得点の最高得点の者が契約しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。
- エ) 総合得点が6割を超えない場合もしくは4つの評価項目の内1評価項目でも0点があった場合には、優先交渉権者として選定しない場合がある。
- オ) 応募者が1者であっても選考を実施するが、総合得点が6割を超えない場合は選定しない。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外する。

- ア) 参加資格を有していないと認められた場合
- イ) 同一参加者が複数の提案を行った場合
- ウ) 選定委員に対し、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- エ) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- オ) 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- カ) 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- キ) 提出書類に虚偽の記載又は記載内容に齟齬があった場合
- ク) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ケ) 提出された書類が次のいずれかに該当する場合
  - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - ・記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- コ) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- サ) 2(3)に記載の委託上限額を超える経費見積価格を提出した場合
- シ) この要項に違反又は逸脱した場合
- ス) 上記ア)～シ)に定めるものの他、信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

## (4) 選定結果の通知及び公表

審査結果については、令和6年6月4日（火）（予定）までに、全ての参加者に対し【様式1-1】または【様式1-2-1】に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、本市ホームページに掲載する。

## 7. 契約に関する事項

### (1) 委託料の支払い

本市と受託者の協議の上、支払い方法を決定する。

委託料の支払いは、業務完了後、本市の検査を経て受託者の請求に基づき支払う。

### (2) 契約保証金

八尾市財務規則第 120 条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の 100 分の 5 以上）の支払いが必要となる。ただし、八尾市財務規則 122 条に該当するときは、契約保証金を免除する。

### (3) 再委託について

ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等においては、受託者はこれを再委託することはできない。

イ) 受託者は、コピー、文書入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。

ウ) 受託者は、イ) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

エ) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

※なお、再委託の相手方は、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないものとする。また、八尾市暴力団排除条例に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。

### (4) その他

ア) 優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合は契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。

イ) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 8. その他

(1) 提案書の作成等応募に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 応募書類は、八尾市情報公開条例（平成 7 年 3 月 20 日条例第 9 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(3) すべての提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。

(4) 提出された提案書は、審査・業者選定の用以外に、応募者に無断で使用しない（八尾市情報公開条例に基づく公開を除く）。

(5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合は、この限りではない。

(6) 本プロポーザルは受託予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、本市と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

(7) 参加申請後に八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた者の本プ

ロボザルの参加は無効とする。

(8) 審査内容、結果についての異議は認められない。

## 9. 提出先、問い合わせ先

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市政策企画部 やおプロモーション・万博推進プロジェクトチーム

TEL：072-924-4002 / FAX：072-924-0135 （受付時間 9時から17時まで）

E-Mail：yaopr@city.yao.osaka.jp

※ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。